

## 令和8年度魚沼地域振興局清掃業務委託契約書（案）

委託者 新潟県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、新潟県魚沼地域振興局清掃業務の委託について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1）業務の名称

令和8年度魚沼地域振興局清掃業務

（2）業務の内容

別紙令和8年度魚沼地域振興局清掃業務委託基準仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

（実施の方法）

第2条 乙は、業務をこの契約及び仕様書に基づき誠実に実施しなければならない。

（委託期間）

第3条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、次のとおりとする。  
金 円（うち消費税額 円）

（契約保証金の納付及び返還等）

第5条 乙は、契約締結と同時に、契約保証金として前条の委託料の額の100分の10に相当する金額以上の金額を甲に納付しなければならない。ただし、契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 乙は、契約保証金を納付した場合であって、この契約に定める義務を履行したときは、甲に対し請求書によりその還付を請求するものとする。

5 甲は、前項により乙から適正な請求書を受理したときは、速やかに契約保証金を還付しなければならない。

6 第16条の定めにより契約が解除（甲の責めに帰す理由の場合を除く。）され、又は乙が契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲

に帰属するものとする。

(権利の譲渡等の制限)

第6条 乙は、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約の定める義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の制限)

第7条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(業務の変更等)

第8条 甲は、公務上の必要により、乙に対し臨時に業務の変更又は仕様書の範囲を超える業務の実施を求めることができる。

2 甲は、委託期間中に庁舎等の増改築、又は模様替え等により業務に変更をきたす場合は、甲乙協議の上、乙に増減に応じた業務を実施させることができる。

3 前2項の業務の増減に伴う委託料の増減については、その都度、甲乙協議するものとする。

(作業員の労務管理等)

第9条 乙は、庁舎管理に関する諸規程を遵守するとともに、業務に従事する者（以下「作業員」という。）の服務、規律維持に関して一切の責めを負うものとする。

2 乙は、契約の履行については、必要な作業員を確保し、受託業務に支障を来さないようにするとともに、作業員の労務管理及び衛生管理については、十分な注意を払わなければならない。

3 甲は、不相当と認められる作業員の交代を乙に要求することができる。

(機密の保持)

第10条 乙又は作業員は、業務上知り得た機密を他に漏らしてはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(損害の負担)

第12条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

- 2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(成果報告書の提出)

第13条 乙は、業務の実施を完了したときは、仕様書に基づき遅滞なく業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

(検査)

第14条 甲は、成果報告書を受領したときは、業務の成果について検査を行うものとする。

- 2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。

- 3 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(委託料の支払)

第15条 乙は、業務の成果が前条の検査に合格したときは、別表に定める委託料の支払請求書を毎月甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき、又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。
- (2) 乙が、故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (3) 乙が、正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

- 2 甲は、前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」とい

- う。)を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「課徴金納付命令」という。)を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
  - (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
  - (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
  - (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたととき。
- 3 甲は、第1項又は第2項に定める場合のほか、乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) その役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
  - (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
  - (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資

材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

4 乙は、第1項から第3項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその賠償を請求することができないものとする。

（損害賠償）

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

（費用の負担）

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（清掃員控室の使用）

第19条 甲は、清掃員控室を無償で提供する。ただし、乙の負担において他室と同様の清掃を行うものとする。

（疑義等の決定）

第20条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 新潟県魚沼市大塚新田9-1-4  
新潟県  
新潟県魚沼地域振興局長

乙

## 令和8年度 魚沼地域振興局清掃業務 月別業務内容及び支払額

別表

単位:円

月	日常清掃	定期清掃	消耗品	廃棄物処理	特別清掃			計	消費税	合計
		1回/6月			ブラインド清掃	照明器具清掃	カーペット清掃			
4								0	0	0
5								0	0	0
6								0	0	0
7								0	0	0
8								0	0	0
9								0	0	0
10								0	0	0
11								0	0	0
12								0	0	0
1								0	0	0
2								0	0	0
3								0	0	0
計								0	0	0

日常清掃は、閉庁日を除く午後1時から午後5時まで実施する。

(閉庁日:①土曜日及び日曜日②国民の休日に関する法律に規定する休日③12月29日から翌年の1月3日までの日)

## 魚沼地域振興局清掃業務基準仕様書

(本仕様書中、甲は委託者、乙は受託者をいう)

この仕様書は、作業の大要を示すものであるから、状況に応じ軽易な作業は本書に記載されていない事項であっても受注金額の範囲以内で行わなければならない。

### 1 目的

この仕様書は、魚沼地域振興局の清掃業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に行うことを目的とする。

### 2 業務の名称

魚沼地域振興局清掃業務

### 3 業務内容

別紙1「清掃業務内容」のとおり

### 4 業務場所

魚沼市大塚新田9-1-4

魚沼地域振興局庁舎及びその敷地内（別紙3のとおり）

### 5 期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 6 安全確保等

業務実施に当たって、関係法令を厳守し、火災、危害等の防止に注意すると共に、危険を伴う業務には十分安全を確保しなければならない。

### 7 成果報告書

業務を完了したときは、次の書類を提出しなければならない。

(1) 作業報告書

(2) その他甲が必要と認め提出を求めた書類

### 8 検査及び立合確認等

乙は業務の終了時には、甲の担当職員の立合を求め確認を受ける。ただし、甲が承諾した場合には、立合によらず写真、記録等により確認を受ける。

## 清掃業務内容

### 1 共通事項

- (1) 必要な資機材は、原則として乙の負担とする。ただし、電気及び用水は甲の負担とする。
- (2) 乙は、火気を使用する必要がある場合には、予め甲の承認を得たうえ、慎重に行うこと。また、引火性の強いガソリン、ベンジン等は使用しないこと。

### 2 詳細事項

作業は、日常清掃、定期清掃及び特別清掃の3種類とし、別紙2「清掃基準表」に定めるほか以下のとおりとする。

#### (1) 日常清掃

- ア 作業実施は、原則として閉庁日を除く午後1時から午後5時までとし、必要な作業員を当該庁舎に常駐させること。
- イ 使用する資機材は、厳選し、各用途に最適なものを使用することとする。洗剤等は清掃部分の材質を傷めずに汚れを除去できるもので、作業員の人体及び環境に配慮したものを使用すること。
- ウ 掃き掃除、水拭き作業は、基準表に定めた回数のほか、特に玄関、廊下、湯沸室及び便所等の汚れの激しい箇所は随時行うこと。（玄関及び階段室の吸水マット下の水気処理等を含む。）
- エ 手摺り、カウンター、扉、窓台、ガラス等の清掃は、3メートル以下の部分とし、ゴミを払ったうえ、場所により雑巾または乾布で拭くこと。
- オ くずかご、茶殻等の処理は午後4時以降に行うこと。また、処理後は容器清掃と容器配置部分の床面清掃も行うこと。
- カ 便所内における防臭剤及び手洗い液は、乙が負担して配備・充填すること。（手洗い液は、1階洗面所にも充填すること）  
なお、トイレットペーパーは、甲で購入することとし、甲で購入したトイレットペーパーの各階トイレへの配置は乙の業務とする。
- キ 天井及び壁は、煤・ほこりを払い、汚れの落ちない部分には適正な洗剤を使用すること。また、この際に机・椅子等に付着したほこりを払うこと。
- ク 廃棄物回収は、廃棄物を回収し甲の指示する分類に分別のうえ、透明なビニール袋に入れて甲の指定する場所まで搬出すること。  
なお、この袋は乙が負担して配備すること。

#### (2) 定期清掃・特別清掃

- ア 作業実施は、閉庁日の日中とし、次のとおり対応すること。
  - ・事前に作業日を甲に連絡し、了承を得ること。
  - ・作業日の1週間前から直近開庁日までの間に、魚沼地域振興局庁舎に入庁するためのカードを受け取りに来ること。
  - ・作業実施後、一週間以内に受け取ったカードを返却すること。
- イ 使用する資機材は、厳選し、各用途に最適なものを使用することとする。また、洗剤等は清掃部分の材質を傷めずに汚れを除去できるもので、作業員の人体及び環境に配慮したものを使用すること。

## 別紙 1

- ウ ガラスは良質なクレンザーまたは適正な洗剤を塗布した後、上質なタオルで拭き、乾布でつや出しをすること。
- エ 照明器具及びブラインドは適正な洗剤で拭いた後、空拭き仕上げをすること。この際、ブラインドの段テープ内に汚れが残らないように注意すること。
- オ カーペットは洗淨前に吸塵作業を行う。その後、汚れ具合等により適正な洗剤を用いて、しみ・汚れの除去を行い、洗淨後は起毛・乾燥仕上げを行うこと。
- カ 定期清掃は、6か月に1回実施すること。





作業項目				日常清掃										定期清掃				特別清掃				
				面積㎡	掃き掃除	床面水拭き	その他拭き掃除	くずかご・灰皿の処理	便器・手洗所・鏡清掃	汚物処理	茶がら等処理	内部ガラスふき	内部金属磨き	面積㎡	掃き掃除	金属部磨き	床面洗浄	ポリシヤー研磨	面積㎡	ブラインド清掃	照明器具清掃	カーペット清掃
					必要に応じ掃除機使用	デッキブラシ使用	モップ・雑巾等使用		必要に応じ適正洗剤使用	容器清掃	容器清掃	乾布使用	乾布使用		必要に応じ掃除機使用	磨剤使用	適正洗剤使用	ワックス塗布		適正洗剤使用	汚れ落とし・すす払い	適正洗剤使用
階別	名称	床材質	面積㎡	面積㎡	頻度						随	随	-	随								
その他	屋上階段室	塩ビシート	36.85	36.85	1/日		1/日						随	随	-	随						
	ベランダ	モルタル	-	-	随										-							
	屋上	モルタル	-	-											-	随						
	非常階段	モルタル	25.00	25.00	1/日										-							
	喫煙所	モルタル	5.10	5.10	1/日			2/日							-							
	小計			66.95	66.95										0.00							
合計			2,252.79	561.89										1,565.27			381.08㎡	417基	146.35㎡			



: 日常清掃部分  
 : ブラインド清掃 (381.08㎡)

改修2階平面図 S=1/100

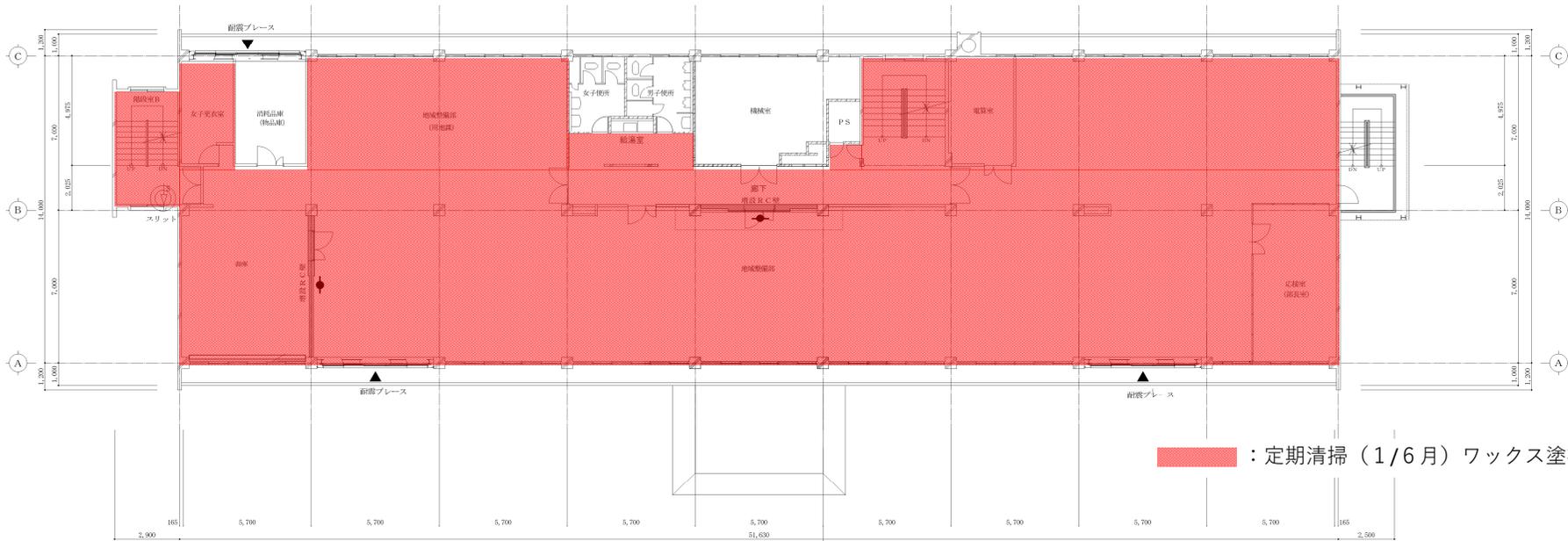


**別紙 3 - 1 清掃業務作業範囲 (日常清掃・ブラインド清掃)**

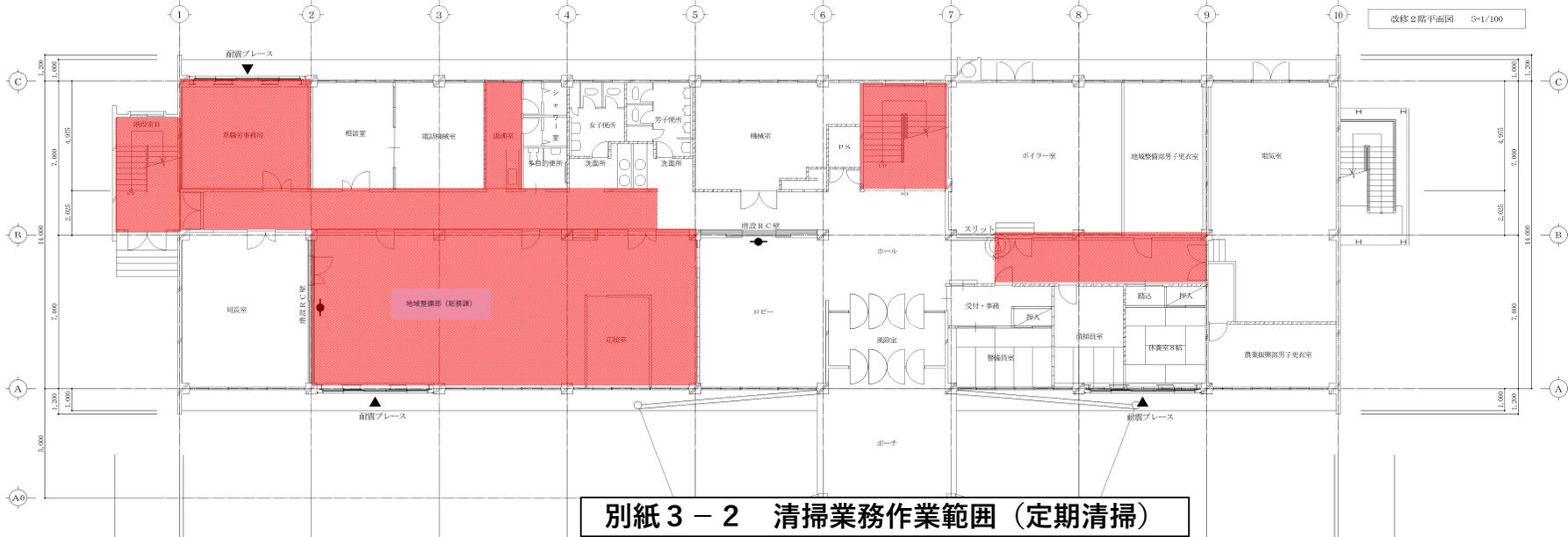
- 凡例
- 増設RC壁
  - 耐震ブレース
  - スリット







■：定期清掃（1/6月）ワックス塗布部分



別紙3-2 清掃業務作業範囲（定期清掃）

- 凡例
- 増設RC壁
  - ▲ 前張プレー
  - sl スリット

